

令和5年10月契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円) 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の第2第1項中の該当号	備考
1	土木部 河川課	単県 河川工事（一級河川吉井川水系下流ブロック河川整備計画検討業務）	令和5年10月17日	(株)東京建設コンサルタント岡山事務所 岡山市北区柳町2-4-23	7,898,000	(株)東京建設コンサルタントは、一級河川吉井川水系下流ブロックの検討業務を複数受託しており、過年の業務で流域モデルや氾濫シミュレーションの設定も行っているため、当業務を適切に実施出来る唯一の業者であることから、当該業者と随意契約するものである。	第2号	
2	備前県民局 建設部 河川激甚災害対策班	単県 河川工事（伏越等修正設計業務）	令和5年10月13日	(株)エイト日本技術開発中国支社 岡山市北区津島京町3-1-21	6,380,000	現在、既発注工事により伏越の延伸及び180樋門の付替を施工中であるが、本工事にて付替を行う用水路（倉安川）において天然記念物のアユモドキが発見され、その保護方法等に関する協議が遅延したため、証書の設計通り施工することが困難となった。このため、用水路を残置して施工ができるよう仮設計画や施工計画等の見直しを行う修正設計を実施する必要が生じた。本工事は、令和5年度末の完成に向けて鋭意施工中であり、工程にロスが生じないよう至急修正設計を実施する必要がある。当該業者は河川激甚災害対策特別緊急事業に関する各種設計を受託し、本業務の計画や設計を熟知しているとともに、高い技術力と豊富な人材を有しているため、極めて短時間での業務履行が期待できるため。	第5号	
3	備前県民局 建設部 河川激甚災害対策班	単県 河川激特工事（河道掘削断面検討業務）	令和5年10月12日	中電技術コンサルタント(株)岡山支社 岡山市北区東島田町1-8-10	2,585,000	現在、一級河川砂川河川激甚災害対策特別緊急事業の上竹原工区（高下橋から山下橋間）において、左岸の護岸工事を発注したところであるが、これの地元説明会において、右岸側の河道掘削も行うよう強い要望があった。当初、右岸側の施工は、河川断面の上下流バランスから来年度以降としていたが、工事に係る地元の不安を解消するため、急遽、左岸の護岸工事と併せて行うこととした。これらの工事を今非出水期中に完成させるためには、早急に下流への氾濫の危険性がない掘削可能な断面を決定し、業者に指示する必要がある。本業務の実施に当たっては、技術的に高度な計算モデルの構築が必要であり、この作業には相当な期間を要する。当該業者は、一級河川砂川の河道計画立案に係る業務を過去に受注しており、計算モデルを既に保有しているため、大幅な履行期間の短縮が可能であるため。	第5号	
4	備前県民局 建設部 工務第一課	単県 道路工事（法面対策検討）	令和5年7月3日	(株)エイト日本技術開発中国支社 岡山市北区津島京町3-1-21	17,270,000	本箇所は、令和5年6月30日に巨大な落石が発生したため、全面通行止めを行っている。本箇所の防災点検を過年度に実施し、調査体制を早急に整えた当該業者が緊急調査を行い、上部斜面に落石の恐れがある複数の巨石を確認しており、早期交通開放に向けた法面対策工事を至急行う必要がある。本業務は、この対策工事に必要な落石調査、法面工対策検討、道路予備設計（A）、仮設構造物設計（仮橋）、路線測量、現地測量を行うものであるが、早急に対策工法を決定する必要がある。当該業者は、同種業務の実績が豊富であり、業務実施体制を緊急に整えることが可能で、現地状況に精通し、迅速な業務の履行が期待できるため。	第5号	
5	備中県民局 水島港湾事務所 維持管理課	下津井漁港用地測量・分筆登記業務	令和5年10月5日	(公社)岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 岡山市北区南方2-1-6	1,397,960	当該協会は、土地家屋調査士法第63条第1項の規定に基づき、官公署による不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量及び登記嘱託の業務を行う目的で設立された団体であり、同法により、当該協会以外に業務を委託できる団体は存在しない。また、国や地方自治体からの受託実績もあり、当該業務を適正かつ確実に履行できる唯一の団体であるため。	第2号	
6	美作県民局 建設部 工務第二課	単県 道路工事（トンネル排水中和処理）	令和5年10月4日	(株)森脇興業 久米郡美咲町西593	5,445,000	左記業者は、国道429号旭バイパス江与味第二トンネルの中和処理装置を設置し、トンネル工事期間中において中和処理を実施し、工事完了後も継続して設備の維持管理を行っている。 また、左記業者は地元業者であることから現地の状況に精通しており、機械の故障時などの緊急時においても迅速な対応が可能である。 さらに、左記業者以外に委託することは、再設置等に係る費用が高額になるなど、競争入札によることが不利と認められるため、随意契約を締結するものである。	第6号	
7	美作県民局 建設部 真庭地域工務課	単県 道路工事 (査定設計書作成業務)	令和5年8月16日	(有)ナラサキシビルエンジニア 真庭市宮地250	1,925,000	本業務は被災箇所の早期復旧を図るため、令和5年8月15日の台風7号により、被災した箇所の査定設計を短期間で実施する必要があり競争入札に付するいとまがない。 また、当該業者は現地に精通しており、過去に関連する業務を実施した実績があり、本業務を正確かつ迅速に実施する能力が十分であると認められることから、1者による随意契約とする。	第5号	

# 令和5年10月契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円) 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
8	美作県民局 建設部 真庭地域工務課	単県 河川工事 (査定設計書作成業務)	令和5年8月16日	大島技術コンサルタント(株) 真庭市蒜山上福田829-1	5,005,000	本業務は被災箇所の早期復旧を図るため、令和5年8月15日の台風7号の豪雨により、被災した箇所の査定設計を短期間で実施する必要があり競争入札に付するいとまがない。 また、当該業者は現地に精通しており、過去に関連する業務を実施した実績があり、本業務を正確かつ迅速に実施する能力が十分にあると認められることから、1者による随意契約とする。	第5号	
9	美作県民局 建設部 真庭地域工務課	単県 河川工事 (査定設計書作成業務)	令和5年8月16日	三栄建設コンサルタント(株) 真庭市勝山815-1	2,772,000	本業務は被災箇所の早期復旧を図るため、令和5年8月15日の台風7号の豪雨により、被災した箇所の査定設計を短期間で実施する必要があり競争入札に付するいとまがない。 また、当該業者は現地に精通しており、過去に関連する業務を実施した実績があり、本業務を正確かつ迅速に実施する能力が十分にあると認められることから、1者による随意契約とする。	第5号	
10	勝英地域工務課	単県 災害査定用資料作成業務(令和5年災) 一級河川 吉野川	令和5年5月8日	(株)アースクレア 美作市湯郷387-1	2,750,000	令和5年5月6日～7日の豪雨により、一級河川吉野川が甚大な被害を受けたため、災害復旧事業による施設復旧を図るが、災害査定に必要な測量・設計業務について、指名競争入札とした場合、入札事務に相応の時間を要し、早急に現地着手できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約するものである。	第5号	